

平成30年5月11日

保護者様

日進市立日進西中学校長 平山 雅之

南海トラフ地震注意情報発令時における対応について（お知らせ）

日ごろは、日進西中学校の教育にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。本校では、日進市の「愛知県地域防災計画（地震災害対策計画）」に合わせて以下のように対応しますのでご協力をお願いいたします。

1 南海トラフ地震注意情報が発表されたとき

① 在宅時

- ・ 登校せず、自宅待機をさせてください。翌日以降は、南海トラフ地震注意情報が解除されるまでの間、臨時休業日といたします。

② 登校中

- ・ 原則としてそのまま登校させます。（自宅に近い場合は、自宅で待機）登校後は学校の指示に従い速やかに下校させます。ただし、状況によって学校又は最寄りの避難所に避難させます。

③ 在校中

- ・ 授業をはじめとする教育活動（部活動を含む）を打ち切り、学校の指示に従い、速やかに「緊急下校（集団下校）」させます。ただし、Q班（学校待機・保護者迎え）の生徒は、体育館にて引き渡しを行いますので、保護者迎えをお願いします。
- ・ 保護者の方は、生徒の帰宅をご確認ください。尚、翌日以降は、南海トラフ地震注意情報が解除されるまでの間、臨時休業日といたします。

④ 下校中

- ・ 原則としてそのまま下校させます。帰宅後は、在宅時に発表された場合に準じた対応をしてください。

2 南海トラフ地震注意情報が解除されたとき

① 午前6時前に解除された場合・・・平常通り授業を行います。（弁当持参）

② 午前6時から午前11時前に解除された場合・・・昼食を済ませて、午後の授業のある学年は、午後1時30分より午後の授業を始めます。

※ ただし、保護者が「危険」と判断された場合は、登校させず自宅待機とし学校に連絡してください。（その場合は、出席扱いとします。）

③ 午前11時になっても解除されない場合・・・当日の授業を中止し、臨時休業日とします。

3 南海トラフ地震等大規模地震が起きたとき

学校から連絡があるまで自宅待機とします。

平成30年5月11日

保護者 様

日進市立日進西中学校長 平山 雅之

台風等異常気象時における生徒の登下校について（お知らせ）

このことにつきまして、「特別警報」の運用が平成25年度より始まっています。「暴風警報」と合わせて、その対応を下記のようにお知らせいたします。

記

1 暴風警報・特別警報への対応

	暴 風 警 報	特 別 警 報
登校前 の発令	ア 生徒の登校前に、「日進市」に警報が発令されている場合は、登校を見合わせ、次のようにします。 （ア） 午前6時までに警報が解除されないときは、午前中の授業を中止します。 （イ） 午前6時から午前11時までに警報が解除されたときは、午後の授業を実施します。（午後1時30分までに登校してください） （ウ） 午前11時を過ぎても警報が解除されないときは、当日の授業を中止します。 イ 生徒の登校前に、「日進市」に警報が発令されていない場合の登校については、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等から各家庭で判断し登校させてください。（登校を見合わせた場合は、各家庭から状況等を学校へ必ず報告してください） ※ 警報が解除された後も、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、安全に登校させようと各家庭が判断できるまで登校させないでください。（登校を見合わせた場合は、各家庭から状況等を学校へ必ず報告してください）	
登校中、 在校中、 下校中 の発令	暴風警報が発令された場合は授業を中止し、安全を確認して児童生徒を速やかに下校させます。（小学校は、「引き取り下校」を、中学校は、「教員が引率し下校」をさせます） ただし、通学路の通行が危険と認められるときや、通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、校内において待機させます。（待機解除は、メール配信等で連絡します）	特別警報が発令された場合は即刻、授業を中止し生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（校内において待機、外部の避難所への移動等）を迅速に行います。校内で待機させた場合は、生徒を安全に下校させようと判断できるまでは下校させません。なお、下校方法につきましては、暴風警報に準じます。（メール配信等で連絡します）
その他	警報は発令されていないが、大雨等異常気象により生徒の安全確保に困難が予想される場合は、注意報・警報等の気象情報を把握するとともに気象及び通学路の状況等から判断し、「休業」や「授業の中止」を決定する場合があります。	

※ 台風が接近している場合は、原則として給食を中止します。（前日までに連絡します）

→ 午前6時までに警報が解除された場合は、「弁当持ち」で平常授業となります。

登校時に特別警報・暴風警報が発令されていなくて登校が可能な場合は、弁当持参で登校させてください。

（参考） 特別警報とは、「数十年に一度の大雨、強度の台風、積雪等」が予想される場合、現象の種類に応じて、「大雨」「暴風」「高潮」「波浪」「暴風雪」「大雪」の特別警報として発表されます。特別警報の対応の原則は、「ただちに命を守る行動をとること」です。